

## 第 2 3 号議案

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 6 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「又は介護保険料」を「、介護保険料その他市長が定めるもの」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

---

## 理 由

この案を提出するのは、特殊勤務手当の支給の適正化を図るため、徴収手当の支給の対象となる業務の範囲を見直す必要があるからである。